

6 文科初第 726 号
令和 6 年 6 月 19 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長
矢野和彦

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通知）

現在、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成 20 年法律第 81 号）等に基づき、点字教科書、拡大教科書及び音声教材等の教科用特定図書等が製作され、障害のある児童生徒に対して提供されています。

この度、第 213 回国会において、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 55 号）が令和 6 年 6 月 19 日付けで公布され、令和 6 年 7 月 19 日から施行されることとなります。

本改正の趣旨、概要及び留意事項については下記のとおりですので、十分に御了知ください。

各都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会等に対して、各指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれましては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人及び各公立大学法人の長におかれましては、その管下の学校に対して、今回の法令改正の趣旨等について周知をお願いします。

なお、本改正に伴う音声教材の提供に係る申請方法等については、施行時に別途お送りさせていただく予定ですので、予め御承知おき願います。

記

第1 改正の趣旨

近年、外国人児童生徒等（日本語指導が必要な外国籍・日本国籍の児童生徒）は増加しており、障害のある児童及び生徒のために作成されている教科用特定図書等（※1）が、教科用図書の使用に困難を有する日本語に通じない児童及び生徒にとっても有用であることに鑑み、これらの者が教科用特定図書等を使用して学習することができるよう、必要な改正を行うものである。

※1 「教科用特定図書等」とは、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律第2条第1項の定義に該当する下記のものをいう。

- ① 視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書
- ② 点字により検定教科用図書等を複製した図書
- ③ その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るもの

第2 改正の概要

1. 日本語に通じない児童生徒の学習の用に供するための特例規定の新設

当分の間、文部科学大臣等は、音声教材等の教科用特定図書等発行者が障害のある児童生徒及び日本語に通じない児童生徒の両者の学習の用に供するために教科用特定図書等を発行する場合にも、教科書デジタルデータ（※2）を提供することができるとする（※3）こと。

※2 音声教材等の教科用特定図書等を作成する際に用いられる教科書のデータであり、教科書発行者はこのデータを文部科学大臣等に提供することが義務付けられている。

※3 現在は、障害のある児童生徒のみの学習の用に供するために発行する場合に提供されている。

2. 著作権法の関連規定の整備

1. のデータの提供を受け障害のある児童生徒及び日本語に通じない児童生徒の両者の学習の用に供するために発行された教科用特定図書等に掲載された著作物について、これらの児童生徒の学習の用に供するために増製、インターネットを用いた提供（公衆送信）などをすることを著作権者の許諾なくできるよう、特例を設けること。

3. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行すること。

第3 留意事項

1. 音声教材等の提供対象となる「日本語に通じない児童及び生徒」について
音声教材等の提供対象となる「日本語に通じない児童及び生徒」とは、海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒、その他主たる家庭内言語が外国語であるなど日本語以外を使用する生活歴がある児童生徒のうち、学校生活を送るとともに教科等の学習活動に取り組むために必要な日本語の能力が十分でないものを指すものとすること。

- 別添1 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（教科書バリアフリー法）の一部を改正する法律 概要
- 別添2 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律 要綱
- 別添3 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律
- 別添4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表

【本件連絡先】

<本法律について>

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

電話：03-5253-4111（内線2576）

E-mail: kyokasyo@mext.go.jp

<音声教材を含む教科用特定図書等について>

文部科学省初等中等教育局教科書課

教科用特定図書普及促進係

電話：03-5253-4111（内線4743）

E-mail: kyokasyo@mext.go.jp

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律 (教科書バリアフリー法) の一部を改正する法律 概要

改正の背景・必要性

- 外国人児童生徒等（日本語指導が必要な外国籍・日本国籍の児童生徒）^(※)は、教科書の使用に困難を抱えているのが現状 ※令和3年度 5.8万人（平成20年度の約1.7倍）
- 教科書の内容を音声化した音声教材は、使用者が随意に教科書の音声情報を入手できる機能を持つこと等から、外国人児童生徒等の抱える困難を軽減させるためにも有効であるとされている
- しかし、音声教材は障害のある児童生徒を対象として作成されており、外国人児童生徒等は音声教材を使用して学習することができない状況



外国人児童生徒等が、音声教材を使用して学習すること
ができるよう、必要な改正を行う

改正の概要

1. 日本語に通じない児童生徒の学習の用に供するための特例規定の新設

当分の間、文部科学大臣等は、音声教材等の教科用特定図書等を発行する者が障害のある児童生徒及び日本語に通じない児童生徒の両者の学習の用に供するために教科用特定図書等を発行する場合にも、教科書デジタルデータ^(※1)を提供することができるとしている^(※2)。

※1 音声教材等の教科用特定図書等を作成する際に用いられる教科書のデータであり、教科書会社はこのデータを文部科学大臣等に提供することが義務付けられている。

※2 現在は、障害のある児童生徒のみの学習の用に供するために発行する場合に提供されている。

2. 著作権法の関連規定の整備

1. データの提供を受け障害のある児童生徒及び日本語に通じない児童生徒の両者の学習の用に供するために発行された教科用特定図書等に掲載された著作物について、これらの児童生徒の学習の用に供するために増製、インターネットを用いた提供（公衆送信）などをすることを著作権者の許諾なくできるよう、特例を設けるもの。

施行期日：公布の日から起算して1月を経過した日

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法

律 要綱

一 第五条第二項の規定による電磁的記録の提供の特例

第五条第二項の規定により電磁的記録の提供を行うこととされた教科用特定図書等の発行には、当分の間、障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行を含むものとすること。

（制定附則第三条関係）

二 著作権法の特例

一に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法の規定の適用について、必要な読み替えを行うこと。

（制定附則第四条関係）

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。

（附則関係）

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

（第五条第二項の規定による電磁的記録の提供の特例）

第三条 第五条第二項の規定により電磁的記録の提供を行うことができることとされた教科用特定図書等の発行には、当分の間、障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行を含むものとする。

附則第五条を附則第六条とする。

附則第四条中「（昭和四十五年法律第四十八号）」を削り、同条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の二条を加える。

（著作権法の特例）

第四条 前条に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条の三第一項及び第二項、第八十六条第三項並びに第一百二条第三項の規定の適用については、同法第三十三条の三第一項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教材を当該障害又は日本語に通じないことにより教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために増製し、又は提供し、若しくは提示するために必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と、同条第二項中「当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは「当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によつて当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の三第四項」とあるのは「第三十三条の三第一項及び第四項」と、同法第二条第三項中「レコードを」とあるのは「レコードについて」と、「その複製物」とあるのは「、送信可能化を行い、若しくはその複製物」とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

理 由

障害のある児童及び生徒のために作成されている教科用特定図書等が、教科用図書の使用に困難を有する日本語に通じない児童及び生徒にとつても有用であること等に鑑み、これらの者が教科用特定図書等を使用して学習することができることとなるよう、当分の間、文部科学大臣等が検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供を行うことができることとされた教科用特定図書等の発行には、障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行を含むものとするとともに、教科用特定図書等の発行のための著作物の利用に係る権利制限規定の対象者の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第八十一号) (傍線部分は改正部分)

	現 行	改 正 後
附 則	(第五条第二項の規定による電磁的記録の提供の特例)	(地方自治法の一部改正)
第三条	第五条第二項の規定により電磁的記録の提供を行うことが できることとされた教科用特定図書等の発行には、当分の間、障 害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双 方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行を含む ものとする。	第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。 〔略〕
(著作権法の特例)	(新設)	
第四条	前条に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通 じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用 特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等につい ての著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十三条の三第 一項及び第二項、第八十六条第三項並びに第一百二条第三項の規定 の適用については、同法第三十三条の三第一項中「できる」とある のは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作 物が掲載された教材を当該障害又は日本語に通じないことにより 教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は	

生徒の学習の用に供するため増製し、又は提供し、若しくは提示するため必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と、同条第二項中「当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは、「当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によつて当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の三第四項」とあるのは「第三十三条の三第一項及び第四項」と、同法第一百二条第三項中「レコードを」とあるのは「レコードについて」と、「その複製物」とあるのは「送信可能化を行い、若しくはその複製物」とする。

(著作権法の一部改正)

第五条 著作権法の一部を次のように改正する。

〔略〕

(罰則についての経過措置)

第六条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(著作権法の一部改正)

第四条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

(罰則についての経過措置)

第五条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。